

消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税 233,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 1,957,534 千円

(うち一般財源) (1,067,100 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引上げ分の 地方消費税収	
社会福祉	障害者福祉事業	598,434	412,029	186,405	40,701
	高齢者福祉事業	13,150	1	13,149	2,871
	児童福祉事業	631,541	350,600	280,941	61,343
	小計	1,243,125	762,630	480,495	104,915
社会保険	介護保険事業	271,985	13,396	258,589	56,463
	国民健康保険事業	106,129	64,347	41,782	9,123
	後期高齢者医療事業	254,978	44,718	210,260	45,910
	小計	633,092	122,461	510,631	111,496
保健衛生	疾病予防対策事業	81,317	5,343	75,974	16,589
	小計	81,317	5,343	75,974	16,589
合計		1,957,534	890,434	1,067,100	233,000